

## 足利市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- （2）その他市長が必要と認める工事

### （総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定によるものとする。

- （1）総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
  - （2）価格点 入札価格に基づいて算定した評価点
  - （3）価格以外の評価点 施工能力等から算定した評価点
- 2 前項各号の評価点は、「総合評価点算定基準」（別表）に基づき配点するものとする。

### （入札方法及び評価項目算定資料の提出）

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要領及び足利市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領等により実施するものとする。

- 2 入札者は価格以外の評価をするための次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）を入札公告又は指名通知書に示す期日に提出しなければならない。
  - （1）評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
  - （2）評価点算定資料一覧表（様式第1-1号）
  - （3）施工実績評価資料（様式第1-2号）
  - （4）配置予定技術者評価資料（様式第1-3号）
- 3 前項による評価項目算定資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

### （総合評価落札方式による実施の適否及び落札決定基準の審査）

第5条 工事担当課の長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に実施の適否及び落札者を決定するための総合評価の方法（以下「落札者決定基準」という。）について、「総合評価落札方式に関する評価調書」（様式第2号）及び「価格以外の評価点の算定方法（個別工事）」（様式第3号）を作成し、管財課長と協議するものとする。

2 管財課長は、前項の協議の結果について、足利市建設工事請負人等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査に付さなければならない。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 管財課長は、前条第2項に定める選考委員会の審査に付した落札者決定基準について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を「総合評価落札方式による発注について」（様式第4号）により聴かなければならない。なお、当該意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、併せて意見を聴くものとする。

（落札者決定基準の決定）

第7条 落札者決定基準は、前条の規定による意見聴取結果を踏まえ、選考委員会において決定するものとする。

（価格以外の評価点の審査及び決定）

第8条 価格以外の評価点の審査は、管財課長及び工事担当課の長が行うものとする。

- 2 管財課長は、前項に定める審査の結果を選考委員会に報告するものとする。
- 3 価格以外の評価点については、選考委員会において決定するものとする。

（価格以外の評価結果公表及び疑義照会）

第9条 管財課長は、前条による価格以外の評価点の審査結果を様式第2号により公表するものとする。

- 2 入札者は、前項により公表された日から翌日まで（足利市の休日を定める条例（平成元年足利市条例第4号）第1条に定める市の休日を除く。）に、自らの評価点について「価格以外の評価に係る疑義について（照会）」（様式第6号）により疑義の照会をすることができるものとする。
- 3 管財課長は、前項による疑義の照会があった場合は、選考委員会の審議に付し、「価格以外の評価に係る疑義について（回答）」（様式第7号）により回答するものとする。この場合において、価格以外の評価点を修正したときは、修正内容について公表するものとする。

（入札書の開札及び総合評価点の算出）

第10条 入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

- 2 総合評価点の算出については、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の範囲内で足利市低入札価格調査制度実施要綱第5条第3項の規定に該当しない者について行うものとする。

（落札第1順位者の決定方法）

第11条 落札第1順位者（以下「落札候補者」という。）は、総合評価点の最も高い者とする。ただし、最も高い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより候補を決定するものとする。この場合において、当該入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札価格調査制度の適用)

第12条 落札候補者の入札価格が足利市低入札価格調査制度実施要綱第3条に定める調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査制度を適用する。

(落札者の決定の際の意見聴取)

第13条 管財課長は、第6条の規定により落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴くこととなった場合には、「総合評価落札方式による落札者の決定について」(様式第5号)により学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者の決定)

第14条 落札者は、選考委員会において決定するものとする。なお、前条の規定により、学識経験者の意見を聴取した場合には、その結果を踏まえて決定するものとする。

2 前項の規定により落札者が決定したときは、公表するものとする。

(入札参加者への周知)

第15条 管財課長は、この要領を公表するとともに、入札参加者に対し入札公告又は指名通知書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること
- (2) 評価項目算定資料を提出すること
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること
- (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること

(価格以外の評価内容の確保)

第16条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講ずることとする。

(秘密の保持)

第17条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月6日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則  
この要領は、平成20年5月23日から適用する。

附 則  
この要領は、平成21年5月1日から適用する。

附 則  
この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則  
この要領は、平成23年11月1日から適用する。